

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国際観光船(クルーズ船)において、一連の日程の中で、一旦入国したのち、外国に寄港し、再度入国する外国人の入国審査の緩和	都道府県	長崎県
		提案事項管理番号	1032010
提案主体名	長崎市		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第6条第3項
制度の現状	上陸の申請をしようとする外国人は、特別永住者等提供義務を免除される者を除き、入国審査官に対し、電磁的方式によって個人識別情報(指紋及び写真)を提供しなければならない。

求める措置の具体的内容	<p>出入国管理及び難民認定法第6条に規定されている、“本邦に上陸しようとする外国人は、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受け、個人識別情報(指紋、写真その他の個人を識別することができる情報)を提供しなければならない”という箇所の運用について、国際観光船において、一連の日程の中で、一旦入国したのち、外国に寄港し、再度入国する外国人の入国審査取扱い内容の緩和。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>長崎港においては、例年、多数の国際観光船の入港実績を上げているが、この法律の該当箇所の改正及び施行に伴う指紋採取及び写真撮影の実施は、乗客全員の対処に多くの時間を要するため、乗客にかなりの負担をかけている現状にある。</p> <p>特に、日本への入国手続きが複数回必要となるツアーの場合はその傾向が顕著であり、実際、この点を懸念するクルーズ運航会社が、長崎港入港を複数回にわたりキャンセルするという事実が発生している。</p> <p>この法律の該当箇所は、米国における大規模テロ発生に伴い、テロの未然防止のために設定されたものであるが、そもそもこの法律改正は、飛行機による空港使用時におけるチェックを厳しく行う空港主体のものではないかと思慮される。本件の国際観光船のクルーズのように、一定のまとまった団体が、一連の行程の中で複数回にわたり日本への入国・出国を繰り返すケースにおいては、最初の入国の際に個人識別情報を提供しているため、2度目の入国以降の取り扱いについては手続きを簡素化し、迅速化を図ることは十分可能であると推測される。</p> <p>また、国の施策であるビジット・ジャパン・キャンペーンを推進している流れに加え、平成20年10月に観光庁が新設されるなどの観光立国を推進する動きがあるなか、現行の取り扱いはこの流れを阻害する一因となる懸念があることから、今回、この法律の運用について規制緩和を提案するものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>上陸審査時に個人識別情報の提供を義務付けることは、テロの未然防止を主たる目的とするものであるが、同時に、政府として取り組んでいる不法滞在者及び外国人犯罪対策にも資するものである。この趣旨について、「飛行機による空港使用時におけるチェックを厳しく行う空港主体のものではないかと思慮される。」との御指摘であるが、テロの未然防止のための水際対策は空港に限るものではなく、海港においても同様であり、提案には応じられない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>日本に寄港する直前に行う船内での入国審査にあたって、入国審査態勢の増員や受付時間の拡大など柔軟な対応ができないか検討し、回答されたい。</p> <p>また、管理コード 050050 に対する貴省回答において、再入国許可全体について見直すとのことであるが、その中で、本件提案の趣旨を考慮できないか回答されたい。</p>			
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>当局では、現状においても入国審査を行う船舶の乗客数に応じて、近隣の入国管理官署から応援を受けるなどし、必要となる入国審査官の人数を確保するなど柔軟に対応しているところである。また、当局としては「受付時間」について規制していないところである。</p> <p>なお、本提案の「再度入国する外国人」と再入国許可の対象者は、全く異なり、本件提案の趣旨を再入国許可制度の見直しの中で考慮する余地はない。</p>				

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	JET プログラム(ALT)卒業生の観光事業における就 労機会の拡大	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1069010	
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット			

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号, 第20条, 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	<p>在留資格を有する外国人は、その在留目的の活動を変更して新たな活動を行うことを希望する場合には在留資格の変更を申請し、原則として上陸審査基準(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)に適合し、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに在留資格の変更が許可される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>ALTとして「教育」の在留資格で就業していた JET プログラムの卒業生が、観光事業で就業できるように、「人文知識・国際業務」の在留資格の取得を可能にしていきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>観光庁設立に伴い、今後需要が拡大していくと思われる観光事業において、日本での就業経験のある JET 卒業生を活用する。</p> <p>特に「教育」の在留資格でALTとして就業していた JET 卒業生は、日本文化にも精通しており、今後、日本での観光事業の発展に十分に寄与していただけると考える。彼ら・彼女らは JET プログラムの終了後も日本での就業を希望しているが、就業先が見つからず、やむを得ず帰国するという現状である。JET プログラム卒業後、観光事業での就業ができるように「人文知識・国際業務」の在留資格の取得を可能にしていきたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
JET プログラムにより在留資格「教育」で在留していた者が「人文知識・国際業務」への在留資格変更許可を受けることは可能である。ただし、その際には出入国管理及び難民認定法別表の「人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる活動に該当するなどの要件を満たす必要があり、就職先が決まっていない者は在留資格「人文知識・国際業務」に該当しない。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1071060
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	警察庁 法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の5 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件 第11項
制度の現状	出入国管理及び難民認定法別表第一の五の下欄(イ又はロに係る部分に限る。)に掲げる活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けるその者の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母(外国において当該在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていた者であって、当該在留する者と共に本邦に転居をするものに限る。)は、在留資格「特定活動」をもって在留を許可している。

求める措置の具体的内容	成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。
具体的事業の実施内容・提案理由	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。 これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。これら外国人企業関係者については、親の扶養を必要とする場合、親の在留期間が短期であるために、自身の活動のための入国や必要な期間での在留にも影響が生じているという問題があり、そうした課題に向けた対応方策を求めるものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I III
<p>前回あじさい月間で回答したとおり、本要望は、実質的には在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであるところ、当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受入れを行うことはできない。</p> <p>また、「特定活動の対象となる外国人研究者」等、いわゆる高度人材の親については在留を認めている（平成19年3月23日、特定活動告示改正）が、現在は、告示改正後に入国した外国人親の在留状況等を慎重に見守っているところであり、この取扱いを始めてから十分な期間が経過してない現時点においては、どのような影響があるのかも判断できない状況であるため、これ以上、外国人親の範囲を拡大することは時期尚早である。</p> <p>なお、本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない者や、高齢、病気治療等特別な事情が認められる者の場合は、現在も個別の判断により在留を認めているところである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>経済・社会のグローバル化が加速するなか、現状、外国人受け入れ促進の必要性にかかる国民の関心・意識も高まりつつあると認識している。本県の提案は、構造改革特区の規制緩和と要望という形であり、適用対象について地理的及び条件的に厳しく限定を加えているものである。現状、国におかれては、高度人材の親の在留状況や影響を見守っているところのことであるが、今後、上記影響が肯定的に評価できる場合等、本県の提案について、パイロット事業としての実現をご検討いただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I III
<p>前回回答したとおり、本要望は、実質的には在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであるところ、当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受入れを行うことはできない。</p> <p>また、「特定活動の対象となる外国人研究者」等、いわゆる高度人材の親の在留を認めてから十分な期間が経過していない現時点においては、どのような影響があるのかも判断できない状況であり、将来的なことにお答えすることは差し控えたい。</p>				

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1071070
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
制度の現状	<p>転勤の直前に外国にある本店、支店、その他の事業所において1年以上継続して法別表第1の2の表の「技術」の項又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要である。</p>

求める措置の具体的内容	<p>成長産業分野の外国・外資系企業に勤務する者が、別企業で3年以上の同職種の実務経験を有する場合、外国の企業から同社の日本支店への海外転勤に適用される在留資格「企業内転勤」について、要求される当該企業における関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このような中、とりわけ、成長産業分野における海外からの新たなビジネス手法やマネジメントシステムの導入の一層の促進は、今後の地域経済の活性化・発展において極めて重要である。</p> <p>上記に鑑み、兵庫県では、産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例(産業集積条例)を制定するなど、成長産業分野の外国・外資系企業の立地・集積の促進を図っているところである。</p> <p>これら企業の定着や新たな企業進出を促進するためには、ビジネスの状況に柔軟に対応でき、時期を失することなく適切な人材を確保・配置できる状況を整えることが不可欠である。</p> <p>このことから、ビジネス展開上のニーズに対応できる、柔軟性を持った方策の検討を求めるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>前回あじさい月間で回答したとおり、在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際化に対応するため、外国で活躍している職員を、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり、「技術」等の上陸許可基準において規定されている学歴要件や実務経験年数が課されていないものであることから、これ以上の要件の緩和は困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>														
<p>提案主体からの意見</p> <p>本県の提案は、要件の単純緩和と要望ではなく、ビジネス環境変化に対応する要件変更の要望である。同時に、本県の提案は、構造改革特区の規制緩和と要望であることから、地理的な制限も加えているものである。特に中国・アジア地域との投資交流を促進していくうえで、「技術」や「人文知識・国際業務」とともに、「企業内転勤」は重要かつニーズが存在する在留資格である。このことから、本県をはじめとする中国・アジア地域との交易窓口地域にて、提案の内容のような規制要件の変更を今後パイロット事業として実施し、その効果・影響を見極めていくようなことの必要性について今後ご検討いただきたい。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>再検討要請に対する回答</th> <th>「措置の分類」の見直し</th> <th>C</th> <th>「措置の内容」の見直し</th> <th>Ⅲ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"> <p>前回回答したとおり、在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際化に対応するため、外国で活躍している職員を、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり(これらの在留資格で入国する場合には転勤前の在職期間は問われない。)、 「技術」等の上陸許可基準において規定されている学歴要件や実務経験年数が課されていないものである。また、海外本店等での関連業務従事要件については、「企業内転勤」の悪用の防止という目的もあり、これらのことから、これ以上の要件の緩和は困難である。</p> </td> </tr> </tbody> </table>					再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ	<p>前回回答したとおり、在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際化に対応するため、外国で活躍している職員を、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり(これらの在留資格で入国する場合には転勤前の在職期間は問われない。)、 「技術」等の上陸許可基準において規定されている学歴要件や実務経験年数が課されていないものである。また、海外本店等での関連業務従事要件については、「企業内転勤」の悪用の防止という目的もあり、これらのことから、これ以上の要件の緩和は困難である。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ										
<p>前回回答したとおり、在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際化に対応するため、外国で活躍している職員を、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり(これらの在留資格で入国する場合には転勤前の在職期間は問われない。)、 「技術」等の上陸許可基準において規定されている学歴要件や実務経験年数が課されていないものである。また、海外本店等での関連業務従事要件については、「企業内転勤」の悪用の防止という目的もあり、これらのことから、これ以上の要件の緩和は困難である。</p>														

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	再入国許可の有効期間の延長	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1072020
提案主体名	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第26条
制度の現状	<p>法務大臣は、再入国の許可(数次再入国の許可を含む。)を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から3年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>世界最大の大型放射光施設 SPring-8 を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由：</p> <p>播磨科学公園都市では外国人研究者が最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻繁に再入国を繰り返すが、再入国許可申請ではその有効期間は通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。</p> <p>再入国許可全体について、平成 20 年 3 月に提言された法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」による検討結果を踏まえて、見直しを行い措置するとのことであるが、再入国許可の期間の上限を在留期間と合わせる、あるいは申請に基づいて再入国許可の有効期間の延長を可能とすることで、研究者の負担を軽減していただきたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>前回あじさい月間においても回答したとおり、平成20年3月に提言された法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」による検討結果を踏まえて、適法に在留する外国人の利便性を図る観点から、再入国許可全体について見直しを行い措置するとの結論を得て、平成21年通常国会に法案を提出することとしている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見にもあるように具体的な見直し内容を示すとともに、その見直しにより提案内容が実現されるのかを回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>再入国許可全体についての見直しについて、具体的な内容等を示すとともに、再入国許可の有効期間の上限の延長についての検討をお願いしたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>おたずねの再入国許可全体の見直しについては、現在、平成21年通常国会への法案提出に向けて検討中であり、御提案の内容の実現如何も含めて、その具体的な内容をお示しできる段階にない。</p>				

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の緩和等	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1072030
提案主体名	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町		

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
制度の現状	<p>外国人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要。</p> <p>また、外国人が母国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験が必要。ただし、大学を卒業した者が、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りではない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の緩和、あるいは当該要件に替わる新たな評価基準の設定を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>世界最大の大型放射光施設 SPring-8 を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>外国人研究者の配偶者についても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞りがしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由:</p> <p>播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望しており、日本の生活における障害となっている。</p> <p>そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)に在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数要件の緩和、あるいはこれに替わる新たな評価基準を設定することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>前回あじさい月間で回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられており、その撤廃は困難である。</p> <p>なお、母国語を活用して外国語学校で指導する目的で就労する場合、当該外国人が大学を卒業していた場合には実務経験年数は求めている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>「人文知識・国際業務」に従事する外国人が、専門的、技術的な知識等を有するか否かの審査の基準設定は必要であると考え、現在、母国語を利用した就労のために必要とされる基準になっている「実務経験年数 3 年以上」について、経験年数の短縮や、当該要件に替えて語学能力を担保する新たな評価基準の設定を行うなど、外国人研究者の配偶者の就労に向けた制度の整備をお願いしたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>前回回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられており、その撤廃は困難である。</p> <p>なお、資格外活動の許可を受けることによって、外国人研究者の配偶者も就労の機会を得ることは可能である。</p>				

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	売春行為の条件付き合法化特区	都道府県	青森県
		提案事項管理番号	1001010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	警察庁 法務省
該当法令等	売春防止法第1条～3条, 5条～16条
制度の現状	売春防止法第1条～3条, 5条～16条

求める措置の具体的内容	<p>売春防止法により、国内で禁止されている売春行為について、一定の要件を満たした場合には特区内での営業を認可する。具体的には国に認可された自治体内の特定地域の建物内における、指定設備を有する室内で売春行為の営業を許可する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(1)提案理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出会い系サイトなど形を変えた売春行為が公然と行われるようになり、何かしらの規制をしない限り社会秩序が悪化する一方である。 ・性に関する情報だけが氾濫し合法的に性的サービスを提供する場が少ないため、性の低年齢化や性的対象者の拡大による性感染症の蔓延、性犯罪などの原因になっている。 ・売春防止法により売春行為そのものが違法とされているため、従事する女性や利用者が置き引きや暴行などの被害にあっても警察に訴える事ができず、売春防止法による規制がかえって危険な状況をつくり出している。 ・ソープランドなどで、売春行為が行われていても、「本人同士の合意」があれば取り締まる事ができないため、売春防止法による規制が有名無実化し実質的に野放し状態になっている。 ・憲法で保障された国民が幸福を追求する権利、具体的には独身者や身体障害者が性行為をする権利を阻害している。 ・周辺環境にできるだけ影響を与えない方法での売春行為の合法化は、性犯罪の減少が期待できストレスの少ない社会が実現できる。 <p>(2)代替措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特区内での「売春行為における業務の適正化に関する規則」を定める。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>売春防止法第3条は、「何人も、売春をし、又はその相手方となってはならない」と規定して、売春行為を禁止しているが、その理由に関して、同法第1条は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」と規定しているところである。</p> <p>このような売春の営業を特定の地域に限って認可することが、構造改革特別区域の趣旨にかんがみて相応しいかどうかについては、女性の基本的人権の尊重や、社会の善良な風俗の維持という観点からの検討も不可欠であるところ、現時点において、要望事項を認めるのは不適當といわざるを得ない。</p> <p>なお、合法的な性的サービスを提供する場が少ないがために性犯罪などの原因になっているとの指摘があるが、そのような実情にあるとは承知しておらず、また、売春行為の合法化により性犯罪の減少が期待できるとの指摘については、具体的な根拠に欠けるものと言わざるを得ない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	<p>特区法は対象法が現代社会に対して有益かを再検証する作業である。従って現行法と提案事項が相対するのは当然であり、不適當とする理由をその法律条文に求めることは不適切である。</p> <p>近年における諸外国での合法化事例によっても、女性の基本的人権等の問題は生じていない。仮に不適當として現行法を維持した場合でも、国内での外国人女子の不法就労者減少のため努力義務を怠る事になるので、国益に反している。</p> <p>「性犯罪の原因及び減少については根拠に欠ける」という回答については、否定のための主観的考察である。また他の項目については何の説明もされていない。従って不適當とする回答は合理性に欠けており再検討を要望するものである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>要望事項については、前回回答のとおり、女性の基本的人権の尊重や社会の善良な風俗の維持という観点から慎重な検討が不可欠であるところ、特定地域内において売春行為を合法化すべき必要性も相当性も認められず、要望事項を認めるのは不適當と言わざるを得ない。</p>				

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業・法人登記業務の行政書士への開放	都道府県	京都府
		提案事項管理番号	1023010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	司法書士法第3条, 第73条第1項, 第78条
制度の現状	<p>司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。</p> <p>また、違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士業務に付随する商業・法人登記を行政書士が代理人として行うことを認めること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>商業・法人登記は許認可申請の前提とされる場合が多く、定款作成と登記後の許認可申請は行政書士が行う一方、間に挟まれた商業・法人登記だけが司法書士が行うという現実、正に業際問題によって国民の利便を阻害し負担を加重する障壁となっている。</p> <p>規制改革会議の中間とりまとめ(平成 20 年 7 月 2 日)は「資格者業務が細分化される中で、業際業務参入への適切な対応が、利用者である国民の利便性の向上に資する場合」もあると指摘するとおり、国民(会社)の権利義務を保全しつつ上記障壁を解消するために現行制度をどう改変するかが議論のスタートである。</p> <p>そこで規制改革要望本年 6 月分「5075002」において主張したとおり、試験制度の見直しや認定行政書士制度の創設したうえで「行政書士業務に付随する商業・法人登記のうち比較的簡単な登記に限定」した、行政書士への同業務の部分開放を提案する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。</p> <p>司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの（書式作成を含む。）が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。</p> <p>したがって、国民（会社）の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>「国民（会社）の権利義務の保全の観点」から行政書士業務に付随する商業・法人登記のうち比較的簡単な登記に限定したうえで、その能力担保制度として試験制度の見直しや認定行政書士制度の創設を提案している。</p> <p>規制改革要望 平成 20 年 6 月「5075002」への回答で貴省は、能力担保制度を司法書士試験だけに限定し、「同一人が司法書士と行政書士を兼業することは、もとより禁じられていない」と主張する。</p> <p>しかし士業同士の垣根を低くすることにより国民の利便を阻害し負担を加重する障壁をとり除こうとするのがそもそもの規制改革の意義ではなかったのか。</p> <p>改めて前向きな検討をお願いするものである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>司法書士試験は、司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判断するために実施しており、司法書士試験に合格した行政書士が、司法書士名簿への登録等の手続を経た上で、司法書士を兼業することに支障はない。</p> <p>必要な知識及び能力を有すると認められない者に商業・法人登記手続の代理を認めることは、申請を代理する者の質の低下を招く結果、間違いのない登記が速やかに完了することを期待して代理を依頼する国民の利便を阻害することになり、かえって規制改革の趣旨に反すると考える。</p>				

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業・法人登記業務の行政書士への開放	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1036010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	司法書士法第3条, 第73条第1項, 第78条
制度の現状	<p>司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。</p> <p>また、違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士の業務である定款作成、総会議事録作成業務に伴う場合に、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容には司法書士法第 73 条第 1 項但書『他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない』に 応答した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>行政書士は許認可業務に必要な、法人のあり方内容を一番理解出来る立場にあり、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に合う要件を充足できうる内容で行わなければなりません。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関与する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委ねるよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は縦割行政に起因する省益優先の既得権益に汲々とするべきではありません。</p> <p>商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。</p> <p>司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの（書式作成を含む。）が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。</p> <p>したがって、国民（会社）の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業・法人登記業務の行政書士への開放	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1037010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	司法書士法第3条, 第73条第1項, 第78条
制度の現状	<p>司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。</p> <p>また、違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限り、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容には司法書士法第73条第1項但書『他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない』に回答した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通じ法人の実体の形成過程に関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に合う要件を充足できうる内容で行わなければなりません。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関与する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委ねるよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は縦割行政に起因する省益優先の既得権益に汲々とするべきではありません。</p> <p>商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。</p> <p>司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの（書式作成を含む。）が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。</p> <p>したがって、国民（会社）の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業・法人登記業務の行政書士への開放	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1044010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	司法書士法第3条, 第73条第1項, 第78条
制度の現状	<p>司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。</p> <p>また、違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限り、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容には司法書士法第73条第1項但書『他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない』に回答した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通じ法人の実体の形成過程に関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に合う要件を充足できうる内容で行わなければなりません。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関与する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委ねるよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は縦割行政に起因する省益優先の既得権益に汲々とするべきではありません。</p> <p>商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。</p> <p>司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの（書式作成を含む。）が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。</p> <p>したがって、国民（会社）の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業・法人登記業務の行政書士への開放	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1045010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	司法書士法第3条, 第73条第1項, 第78条
制度の現状	<p>司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。</p> <p>また、違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限り、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容には司法書士法第73条第1項但書『他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない』に回答した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通じ法人の実体の形成過程に関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に合う要件を充足できうる内容で行わなければなりません。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関与する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委ねるよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は縦割行政に起因する省益優先の既得権益に汲々とするべきではありません。</p> <p>商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。</p> <p>司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの（書式作成を含む。）が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。</p> <p>したがって、国民（会社）の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業・法人登記業務の行政書士への開放	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1047010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	司法書士法第3条, 第73条第1項, 第78条
制度の現状	<p>司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。</p> <p>また、違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限り、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容には司法書士法第73条第1項但書『他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない』に回答した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通じ法人の実体の形成過程に関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に合う要件を充足できうる内容で行わなければなりません。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関与する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委ねるよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は縦割行政に起因する省益優先の既得権益に汲々とするべきではありません。</p> <p>商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。</p> <p>司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの（書式作成を含む。）が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。</p> <p>したがって、国民（会社）の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業・法人登記業務の行政書士への開放	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1075010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	司法書士法第3条, 第73条第1項, 第78条
制度の現状	<p>司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。</p> <p>また、違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限り、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容には司法書士法第73条第1項但書『他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない』に回答した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通じ法人の実体の形成過程に関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に合う要件を充足できうる内容で行わなければなりません。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関与する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委ねるよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は縦割行政に起因する省益優先の既得権益に汲々とするべきではありません。</p> <p>商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。</p> <p>司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの（書式作成を含む。）が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。</p> <p>したがって、国民（会社）の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

05 法務省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	050090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	商業・法人登記業務の行政書士への開放(オンライン申請に限定したのもでも結構)	都道府県	滋賀県
		提案事項管理番号	1063010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	司法書士法第3条, 第73条第1項, 第78条
制度の現状	<p>司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。</p> <p>また、違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現在、公認会計士に認められている商業登記の代理権を、行政書士にも認めて頂きたい。 2. 具体的には、司法書士法の改正、もしくは法務省通達を出して頂きたい。 3. 試験的に特区にて実施することも検討して頂きたい。 4. 政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したのもでも結構です。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>日本は長年にわたる景気低迷を経て、「起業しやすい社会」を目指して大きな制度変革を行ってきました。</p> <p>会社法の制定はその代表で、最低資本金の撤廃などは起業したいと思う市民にとってチャンスが大きく広がったものといえます。</p> <p>しかし、その反面、会社の登記を依頼することができる専門家は司法書士とされており、起業家の方々の多様なニーズに応えることができていません。</p> <p>行政書士は、営業許可の取得手続きの支援を行っているため、会社の登記まで行えるようになれば、起業家の時間・費用を節約することができます。</p> <p>たとえば定款は、「会社の憲法」とも言われるように、会社の基幹事項を決定する重要な書類です。</p> <p>行政書士は、会社の定款を作成する専門家であり、日本公証人連合会から業務として定款の代理作成をすることが可能である旨の公式見解が出されている唯一の資格でもあります。</p> <p>これに対して、登記申請自体は、定款等で決定した事項を、単純に登記情報に反映させるだけの定型的な申請であるといえます。</p> <p>もし国民に不利益が生じるとお考えの場合には、本当に具体的な問題が生じるかどうかについて、特区で検証することも可能だと思います。</p> <p>また、商業登記法についての知識が行政書士に担保されていないとするのであれば、行政書士に研修を課すということも可能だと思われます。</p> <p>なお、政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したのもでも結構です。</p> <p>司法書士でも、オンライン申請に習熟できていない事務所が多数あることから、司法書士以外にも国民の受け皿の拡充を図る必要性が高いと思われます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。</p> <p>司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。</p> <p>したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的な法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。なお、書面申請と電子申請とは、その申請手続の方法が異なるのみであって、申請の代理業務を行うのに高度な知識及び専門的能力が必要であることには変わりはなく、電子申請に限定して代理業務を認めることは適切でない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>登記に関する能力担保について、ご回答に疑問がございます。</p> <p>私は、先の要望にて、行政書士に登記法の研修を課することを提案させて頂きました。</p> <p>これに対して法務省の回答は、司法書士の試験科目を理由として要望を拒否するものでした。</p> <p>しかし、一方では、公認会計士・弁護士・裁判所OB等は、司法書士試験に合格せずとも、その資格または無試験で司法書士登録ができることにより、商業登記を代理して行えます。</p> <p>そこで、法務省に2点ご質問があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> なぜ、これらの方々に商業登記の代理が行えて、行政書士には不可とされるのでしょうか。 法務省の考える「専門的な法律知識」とはいかなるものか、ご教授ください。 				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<ol style="list-style-type: none"> 前回、回答したとおり、現在の行政書士制度及び行政書士試験の状況を考慮すると、行政書士に商業・法人登記手続の代理業務を認めることは相当ではないのであって、その結論に他土業の事情等とは関係ない。なお、司法書士試験に合格した行政書士が、司法書士名簿への登録等の手続を経た上で、司法書士を兼業することは、もとより禁じられていない。 商業・法人登記に関する手続を業として適正かつ円滑に代理することができ、それによって国民の権利の保護に寄与することができる知識及び能力である。 				